

社会福祉法人巣立ち会 役員・評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項、また社会福祉法人巣立ち会定款第8条及び第21条及び定款細則第20条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 理事及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

- 2 会計士、税理士、弁護士である監事の監査に対しては、1回につき1万円を報酬として支給する。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。

- 2 理事、監事又は評議員が理事会及び評議員会等に出席した際に、交通費として1回につき2千円を支給することができる。
- 3 その他の費用の弁償については、当会旅費規程等に基づき支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(附則)

第6条 この規程は、平成30年6月20日から施行する。

- 2 この規程は、令和3年7月1日に一部改定する。